

## 消防庁防災業務計画の修正

### 防災課

平成28年5月31日に中央防災会議が開催され、防災基本計画が修正されました。この修正を受け、消防庁防災業務計画において、消防庁としても下記の内容について地方公共団体への助言を行うこととしています。

#### ① 避難勧告等の発令や避難誘導等について、複合的な災害が発生することを考慮

土砂災害、中小河川の氾濫、大河川の氾濫といったリードタイムの異なる様々な災害が連続して発生することがあります。このため、適切な住民等の避難誘導を図るため、防災関係機関、自主防災組織等との連携に留意しつつ、地域の災害危険性や水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮することについて記載することとしました。

#### 第Ⅱ部 消防庁における防災に関しとるべき措置

##### 第1編 基本対策編

##### 第3章 災害予防

##### 第7節 災害の未然防止及び災害応急対策への備え

##### 7 避難の受入れ体制の整備

##### (4) 避難誘導體制の整備

適切な住民等の避難誘導を図るため、防災関係機関、自主防災組織等との連携に留意しつつ、地域の災害危険性や水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮するよう努めた避難方法を定めるとともに、住民等への迅速な情報の伝達体制、要配慮者に対する支援体制の整備を図るよう助言等を行う。

#### ② 風水害災害に際し、周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への緊急的な待避や、屋内安全確保といった避難行動を住民がとれるように留意

既に河川の氾濫が始まっていたり、夜間や風雨が強かったりするような状況で、指定緊急避難場所まで避難することがかえって危険な場合があります。このような場合は、近隣の堅牢で高い建物避難することが望ましく、それすらも危険な場合は、自宅内のできるだけ高い場所にとどまる屋内安全確保をとることが避難行動としての

確なことがあります。このような状況に応じた避難行動の選択肢について、緊急時はもちろんのこと、平時から住民に周知をはかることが必要なことから、周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への緊急的な待避や、屋内安全確保といった避難行動を住民がとれるように留意することについて記載することとしました。

#### 第Ⅱ部 消防庁における防災に関しとるべき措置

##### 第2編 個別災害対策編

##### 第3章 風水害対策

##### 第4節 災害応急対策

##### 3 警戒避難対策

風水害関係情報の把握により、災害の発生が懸念されるときは、速やかに職員の動員配備を行い、災害危険箇所・区域の警戒巡視等警戒体制を強化するよう必要に応じ助言等を行う。

また、災害の発生するおそれがある地域においては、避難指示、避難勧告、避難準備情報等の実施、関係住民への情報伝達、避難誘導、避難先の開設、安否確認の実施等適切な避難対策を講じるよう必要に応じ助言等を行う。その際、災害の状況や周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への緊急的な待避や、屋内安全確保といった避難行動を住民がとれるように留意するものとする。

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者の避難支援の体制を整備し、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等について必要に応じ助言等を行う。

避難指示、避難勧告、避難準備情報等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して発令すべきかの客観的な判断基準等について定めた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備及び必要に応じ定期的な見直しを行うよう必要に応じ助言等を行う。

このほか、

- ・関係機関と顔の見える関係を構築し信頼感を醸成
- ・NPO・NGO等のボランティア団体等と連携のとれた支援活動を展開

などについて、修正が行われました。

消防庁防災業務計画の全文については消防庁のホームページに掲載していますので御参照ください。(www.fdma.go.jp/other/pdf/bousaigyomukeikaku.pdf)

#### 問い合わせ先

消防庁国民保護防災部・防災課防災情報室  
TEL: 03-5253-7526 FAX: 03-5253-7536